

長岡造形大学授業料等の減免制度について

長岡造形大学では、家庭の経済事情あるいは不測の災害などのため、授業料等の納付が著しく困難な学生に対し、授業料及び実習料の 2 分の 1 を減免する制度を設けています。

この度、この制度の適用を希望する学生を募集しますので、以下に基づき申請してください。

1. 減免額および減免方法

- ・減 免 額：授業料（年額）535,800 円、実習料（年額）50,000 円のそれぞれ 2 分の 1。
- ・減免方法：当該年度の後期分の授業料、実習料の納付を免除することにより減免とします。

2. 学業条件・家計条件

減免の申請にあたっては、以下の学業条件と家計条件のいずれも満たす必要があります。

<学業条件>

学年		条件
学部	1 年次	前期終了までに 20 単位以上を修得していること
	2 年次	前期終了までに 60 単位以上を修得していること
	3 年次	前期終了までに 94 単位以上を修得していること
	4 年次	前期終了までに 118 単位以上を修得していること
大学院	修士課程	大学等及び大学院における成績が優れ、将来、研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を備えて活動することができると認められること。 大学院における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込があると認められること。
	博士（後期）課程	大学等及び大学院における成績が優れ、将来、研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力を備え活動することができると認められること。 大学院における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込があると認められること。

<家計条件>

以下の(1)～(3)のいずれかに該当する学生

- (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の定めによる保護を受けている世帯に属する者
- (2) 学生と生計を一にする家族全員が、市町村民税が非課税である者
- (3) 天災その他特別の事情により、市町村民税の減免を受けた者の世帯に属する者

※上記以外の理由により、授業料の納付が困難になった場合等、特別な事由がある方は事前にご相談ください。

3. 減免対象外の学生

- (1) 学則上の懲戒処分を受けた者
- (2) 進級要件、卒業要件を満たさず留年した者。
ただし、疾病又は留学により休学し留年した者を除く。
- (3) 高等教育の修学支援新制度による授業料等減免の認定対象者。

4. 申請手続き

<申請期限>

令和8年10月6日（火）16：00 厳守（郵送の場合は必着）

<提出書類>

必須書類	申請者は必ず①、②、③を提出してください	
	① 授業料等減免申請書（本学指定書式、保証人欄を除いて学生本人が記入のこと） 申請理由は具体的に記載ください	
	② 生計を一にする家族全員（本人を除く）の住民票の謄本	
	③ 生計を一にする家族全員（就学者を除く）の所得証明書及び課税（非課税）証明書 ※ただし、収入がある就学者は提出してください	
追加書類（該当者のみ）	以下のいずれかに該当する人は必須書類に加え、提出してください	
	生活保護法（昭和25年法律第144号）の定めによる保護を受けている世帯に属する者	生活保護受給証明書
	天災その他特別の事情により、市町村民税の減免を受けた者の世帯に属する者	罹災証明書及び被害額を証明できる書類等、市町村民税減免通知書の写し

※上記の他、必要に応じて証明書類を提出してください

※原本の提出をお願いします（コピー不可）

※提出書類は、不備がないよう準備・提出してください

不備があるものは受け付けません

5. 決定

令和8年11月中旬

採択、不採択とも決定通知書を送付します。

6. 問い合わせ・書類提出先

長岡造形大学 学務課学生支援係

電話 0258-21-3381

e-mail : gakusei@nagaoka-id.ac.jp

〒940-2088 新潟県長岡市千秋4丁目197番地

対応時間 月曜日～金曜日（祝日を除く）8：30～17：00